

低入札価格調査制度の改正について

1 要旨・目的

入札契約に係る不正を排除し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正した。

2 現状・背景

県発注工事等における不正事案の発生を受け、入札金額により調査基準価格が変動する仕組みを導入し、9月1日から新制度の運用を開始した。

3 概要

(1) 対象者

建設事業者、測量・設計等コンサルタント事業者

(2) 事業内容（実施内容）

ア 適用対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（電子入札の対象案件に限る）

イ 主な改正内容

改正前の制度下における応札データからシミュレーションした結果を踏まえ、調査基準価格の算出方法を見直し、入札価格に応じて調査基準価格が変動することを踏まえ、上下限値を設けた。

なお、改正後の調査基準価格は、電子入札システムにより開札と同時に自動算出する。

改正前（～8月31日）	改正後（9月1日～）
予定価格の概ね90%	入札価格の平均額の概ね95% ただし、予定価格の82%～92%の範囲内 (測量建設コンサルタント等業務は82%～90%)

(3) 適用開始

9月1日以降に指名・公告する工事等から適用

(4) 予算（補助事業・単県）

—

4 その他（関連情報等）

広島県の調達情報ホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)